人間の安全保障基金について

１．人間の安全保障とは

人々が恐怖と欠乏から解放され、尊厳ある生命を全うすることができるよう社会づくりを目指す考え方。

そのためにとるべきアプローチ

〇人々及びその所属する地域社会の「保護」と脅威に対処するために自らの選択・行動を可能にする「能力強化」のアプローチ
〇現場のニーズに即したボトムアップ・アプローチ
〇多様な脅威に対する包括的・分野横断的なアプローチ
〇国、地方行政、国際機関、ＮＧＯ、市民社会など、さまざまな活動主体間の連携と調整を重視する全員参加型のアプローチ

２．人間の安全保障基金とは

（１）目的

人間の安全保障概念を実現するためのプロジェクトを支援することを目的に、1999 年 3 月に日本政府の拠出により国連内に設立された基金。

（２）支援実績

１１９カ国・地域における１９４プロジェクト（支援総額：約３億８１１万ドル）

（３）対象案件

〇感染症、難民問題、教育、麻薬、小型武器、地雷等、相互に関連する人間の安全保障の脅威に「包括的」に対処する案件であること。
〇「保護」に加え、人間の安全保障の脅威に人々が対処できるよう「能力強化」も重視した案件であること。
〇現地のＮＧＯや市民社会などを積極的に活用した案件であること。
〇社会的に脆弱な立場にいる人々が直接裨益する案件であること。

（注）緊急人道支援は対象外

（４）申請・実施主体

申請主体は国連機関及びＩＯＭのみ。
ただし、実施主体には、可能な限り非国連機関や現地のＮＧＯ等を含める。

（５）予算額

複数の国連機関が実施する場合には、年２５０万ドルまで
１つの国連機関が実施する場合には、年１００万ドルまで

（注）通常、人間の安全保障基金案件の事業期間は１～３年程度。複数の国連機関が３年間実施する案件であれば、７５０万ドルがおおよその上限となる。

（５）申請方法

国連機関が国連人道問題調整部（ＯＣＨＡ）に申請。日本政府はＯＣＨＡの承認を受けたものを国連代表部を通じて受領し、審査。

３．ＮＧＯが人間の安全保障基金プロジェクトへの参加するには

申請国連機関がＮＧＯ及びその活動について理解することが条件。

↓

得意とする分野・活動の国連機関への紹介